

■特別地域連携プログラムの概要（日本専門医機構資料を基に医務国保課作成）

1. 制度概要

足下充足率が高くシーリング対象となる都道府県（診療科ごとに判定）にある基幹施設が、一定期間、足下充足率が低い都道府県の連携先で研修を実施する特別な連携プログラムを設置し、当プログラムの定員をシーリング枠に上乗せするもの。

	要件	備考
基幹施設	対象施設は、 参考資料 4 「2025 年度プログラム募集シーリング数（案）（日本専門医機構資料）」において、各診療科の「2025 年シーリング」の欄の中の「特別地域連携プログラム」と記載のある欄に 1 以上の数字が設定されている都道府県にある施設	本県は、各診療科においてシーリング対象外であり、該当箇所に数字の記載がないため、 <u>当プログラムの対象とされない。</u>
連携施設	対象施設は、足下充足率が原則 0.7 以下（小児科については 0.8 以下）であり、医師不足がより顕著な都道府県にある施設のうち、 <u>次の①～③のいずれかに該当する施設</u>	本県で足下充足率 0.7 以下の診療科は「 <u>リハビリテーション科</u> 」のみ。
	① 医師少数区域にある施設であること。（なお、小児科については小児科医師偏在指標に基づく相対的医師少数区域）	本県における「 <u>医師少数区域</u> 」は <u>小豆保健医療圏のみ。</u>
	② 令和 5・6 年度開始プログラムの専攻医募集時に、年通算の時間外・休日労働時間が 1,860 時間を超えるもしくは超えるおそれがある医師が所属する施設として、特別地域連携プログラムの連携先となった施設であって、引き続き、連携が必要となる、B 水準の特定労務管理対象機関であること。	本県で令和 5・6 年度開始プログラムの専攻医募集時に特別地域連携プログラムの連携先となった施設はないため、 <u>この要件は対象外。</u>
③ <u>医師少数区域の病院に新規に医師を 1 年以上派遣する研修施設であること（前年度に派遣実績がある場合は、それに加えて新たに派遣する）。</u> なお、特別連携枠プログラムにおいて、特別連携枠専攻医登録数と新規に派遣する医師少数区域の病院と前年度と当該年度の派遣数を明記し、翌年派遣の実績報告書を提出することとする。この場合、具体的な派遣は、県の地域医療対策協議会が確認する。なお、新たな派遣が確認できない場合は、翌年度の「特別地域連携枠」を該当分減ずる。	【新規要件】 <u>医師多数区域等の大学病院や基幹施設等が、医師少数区域への新規派遣をする場合に、連携施設となり得る。</u>	